

# あなた と 都税

8月号

2016  
(平成28年)  
第560号

今月の特集は

## 個人事業税 & TOKYO



### 8月は個人事業税の納期です

第1期分を8月31日(水)までにお納めください

#### ●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替 (現在ご利用中の方は、8月31日(水)が振替日ですので、ご準備をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード (インターネットを利用した専用サイト)

都税の納付方法

検索 

隅田川ルネサンス 東京都では、江戸の華であった隅田川の賑わいを現代に生まれ変わらせ、新たな水と緑の都市文化を未来につなぐ取組を地元区や関係団体等と連携しながら行っています。写真は隅田川の花火大会。



主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん

お問い合わせ先：所管の都税事務所(特集ページ右上をご確認ください。)

教えて!

## 特集

# タクちゃん

# 個人事業税ってどんなもの？

平成 28 年度個人事業税納税通知書が 8 月 1 日(月)に発送されました。  
今回は、個人で事業をしている方が対象の個人事業税に関するよくあるご質問にお答えします。

### ケース 1

## 個人で事業をしていると必ず税金がかかるの？

ノンちゃん



個人事業税って、事業をしている人みんなにかかるものなのかしら？

タクちゃん



いや、下の条件を 2 つとも満たしている場合にかかるんだ。

まず、地方税法で決められた 70 の業種(下表参照)にあたる事業を行っていること。それ以外なら、個人事業税はかからないんだ。

個人事業税が課税される 70 業種の例(一部抜粋)

区分	税率	事業の種類	
第 1 種事業 (37 業種)	5 %	物品販売業	不動産貸付業
		製造業	運送業
		駐車場業	請負業
		飲食店業	(ほか 30 業種)
第 2 種事業 (3 業種)	4 %	畜産業	水産業
		新炭製造業	
第 3 種事業 (30 業種)	5 %*	医業	歯科医業
		弁護士業	税理士業
		コンサルタント業	デザイン業
		美容業	(ほか 23 業種)

※第 3 種事業には、税率 3 % の業種もあります。

次に、年間の「所得金額」\*<sup>1</sup>が 290 万円\*<sup>2</sup>を超えていること。290 万円以下の場合、個人事業税はかからないんだ\*<sup>3</sup>。

\* 1 事業または不動産による所得で、税務署に確定申告した、収入から経費を引いた額です。

なお、個人事業税には青色申告特別控除の適用はありません。

\* 2 事業主控除額と呼びます。

\* 3 営業期間が 12 か月未満の場合は、所得金額が 290 万円以下の場合でも課税となることがあります。

### ケース 2

## 今年、突然納税通知書が届いた！

ノンちゃん



おじさんが、ずっと事業をやっていたのに、今年初めて納税通知書が届いてびっくりしていたわ。

タクちゃん



今回申告した「所得金額」が、初めて 290 万円を超えたのかもしれないね。これまでの「所得金額」を確認してみるといいよ。

### ケース 3

## 税額はどういう計算で決まるの？

ノンちゃん



納税通知書に書いてある税額ってどうやって決まっているのかしら？

タクちゃん



税務署等に提出した確定申告の「所得金額」をもとに計算しているよ。

簡単に言うと、年間の「所得金額」のうち、290 万円を超えた部分に税率をかけて計算しているんだ。

チェック



(例)個人でパン屋を営んでいる A さんの場合

- ・売上(a) 600 万円
  - ・経費(b) 235 万円
  - ・青色申告特別控除額(c) 65 万円\*
  - ・所得金額(d) = (a - b - c) 300 万円
- (\* 所得税で認められている場合)



$$(300 \text{ 万} + 65 \text{ 万} - 290 \text{ 万}) \times 5 \% = 37,500 \text{ 円}$$

$$\left( \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ (d) \end{array} + \begin{array}{c} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ (c) \end{array} - \begin{array}{c} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

### ケース 4

## これから事業を始める時の手続きは？

ノンちゃん



お母さんがこれから新しく自分のお店を開きたいと言っているのだけど、どんな手続きが必要なの？

タクちゃん



事業を始める場合は、税務署(国)のほかに、都税事務所(都)にも届け出る必要\*<sup>4</sup>があるんだ。

ノンちゃん



最初の届出だけで、他にはいらないの？

タクちゃん



税務署に所得税の確定申告をすると、個人事業税の申告も行ったことになるから、毎年都税事務所に「所得金額」を申告する必要はないんだよ。

\* 4 都税事務所には「事業開始等申告書」の提出が必要です。

## 不動産貸付業・駐車場業の認定基準

不動産貸付業、駐車場業には一定の基準があります。基準を超えていない場合は課税されません。

### 例1 <マンションを貸し付けている場合>



貸付用部屋数が **10室** 以上

➡ **不動産貸付業** に該当

**課税**

### 例2 <青空駐車場を貸し付けている場合>



駐車可能台数が **10台** 以上

➡ **駐車場業** に該当

**課税**

※これ以外にも基準があります。  
(上記の例に当てはまらない場合でも、課税となることがあります。)  
詳細は所管の都税事務所までお問い合わせください。

## 個人事業税の所管都税事務所

個人事業税についてのお問い合わせは所管の都税事務所までご連絡をお願いいたします。

所管区域	所管都税事務所
千代田区、文京区	千代田都税事務所
中央区、江東区、江戸川区	中央都税事務所
港区	港都税事務所
新宿区、中野区、杉並区	新宿都税事務所
台東区、墨田区、葛飾区	台東都税事務所
品川区、大田区	品川都税事務所
渋谷区、目黒区、世田谷区	渋谷都税事務所
豊島区、板橋区、練馬区	豊島都税事務所
荒川区、北区、足立区	荒川都税事務所
八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	八王子都税事務所
立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市	立川都税事務所

ご存知ですか？

## ～個人事業税の減免制度～

### ○高額な医療費の支出があった場合

要件：[合計所得金額\* × 20% - 25万円] を超える医療費の支出があったこと

### ○障害者又は障害者である扶養親族等を有する場合

要件：合計所得金額\*が370万円以下であること

※事業・不動産所得の他に給与・雑所得等、各種所得金額を合計した金額(青色申告特別控除前)をいいます。

### ○特定の省エネルギー設備等を取得した場合

要件：東京都主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。上記以外の減免制度もありますので、詳しくは所管の都税事務所にお問い合わせください。

## 安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

平成28年10月11日までにお申込みいただくと、11月の個人事業税第2期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955

## クレジットカードでも納付できます！

個人事業税もパソコン・スマートフォン等から、クレジットカードで納付できます。

都税クレジットカードお支払サイト

<https://zei.tokyo/> からお手続きください。



# わたしと都税



パラリンピアン  
(射撃)  
山口亜希さん

大阪府出身。アテネ、北京、ロンドンと3大会でパラリンピック出場。アテネ7位、北京では8位入賞。東京2020組織委員会アスリート委員を務めている。日本郵船(株)勤務、日本パラリンピアンズ協会理事。

## 東京2020大会後を見据えて

私は会社に務めており、税金は給与天引きのため、自分の納めている税金について理解していない部分が多々あります。納めた税金についても、どのように使われているかが正直見えておらず、自身が関心を持つのも必須ですが、もっと身近に実感できるような取り上げ方がされると良いと思います。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、パラリンピック競技にも国や自治体、企業からの支援が充実してきていますが、多くのアスリートが2020年以降を心配しています。そのためにも我々が頑張り、東京2020大会を見て選手

を目指す子供たちにも継続的な支援が行われてほしいと思います。また、小・中学校で子供たちにパラリンピックについての話をする機会がありますが、大会・競技の盛り上がりだけでなく、みんなが助け合い共生していく社会を作っていけるよう、伝えていければと思っています。

射撃競技は動きが少なく、メディアの方々から動画にし辛い競技と言われる事がありますが、射撃は引き金を引いたのも分からないほど繊細な競技です。そういった視点で見ただけだと、違った楽しみ方ができると思います。

## お知らせ

### 8月は個人住民税「普通徴収」の第2期分の納期です

納期内納税にご協力お願いいたします。

☒ 各区市町村の窓口

個人住民税 PR キャラクター  
ぜいきりん



## 減免制度

### 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税減免(23区内)

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します(個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限り。)

減免を受けるためには、申請が必要です。

\*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに減免手続きのご案内を送付する予定です。

☒ 土地が所在する区にある都税事務所

## ご案内

### 講演会参加者募集!

講演内容:『心と体をつくる食事学～免疫食事法と健康の秘訣～』

日時:平成28年10月25日(火) 14時30分開演

会場:江戸東京博物館ホール

講師:小泉 武夫 氏(農学博士)

申込方法:平成28年8月31日までに、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、性別、電話番号、参加人数(2人まで)をご記入の上、往復ハガキまたは(公財)東京税務協会HPからお申込ください。(参加無料、都内在住の方、多数抽選)

送付先:〒164-0001 東京都中野区中野4-6-15 (公財)東京税務協会事業課

HP: <http://www.zeikyo.or.jp>



### 講師プロフィール

東京農業大学農学部醸造学科卒業、農学博士。専攻は醸造学・発酵学・食文化論。

現在、東京農業大学等で教鞭を執るほか、「和食」文化保護・継承国民会議委員など国や

自治体でも食に関するアドバイザーを多数兼任している。

## ! ご注意

### にせ都税職員にご注意ください!

都税事務所の職員を装って、個人情報取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が非通知表示など、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、下記問合先までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

☒ 主税局総務部総務課相談広報班

☎ 03-5388-2924

### ●編集後記

今回「わたしと都税」の取材では、射撃競技について色々なお話を伺いました。実際に打ち抜いた的も見せていただきましたが、本当に小さく、驚きました。

いよいよ今月からリオ2016大会が始まります。4年後の東京2020大会に向けて、今大会は多くの競技を見てみたいと思いました。(H)

写真: 10mライフル競技的

